第二条　地方税法施行令の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項及び第二項を次のように改める。

法附則第十五条第一項第一号に規定する特定貨物自動車中継輸送施設で政令で定めるものは、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十九条の二第一号に掲げる特定貨物自動車中継輸送施設であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一　主要構造部が鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（総務省令で定める骨格材を用いるものに限る。）であること。

二　当該特定貨物自動車中継輸送施設が立地する地域における物資の流通の確保その他当該地域の振興に資するものであると認められること。

2　法附則第十五条第一項第二号に規定する第一号施設に附属する構築物で政令で定めるものは、高速自動車国道その他の物資の流通を結節する機能を有する道路と同項第一号に規定する第一号施設とを連絡する構築物であることについて総務省令で定めるところにより証明がされた構築物とする。

附則第十一条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項から第二十九項までを二項ずつ繰り上げ、同条第三十項第一号中「第二十八項第二号」を「第二十六項第二号」に改め、同項第二号中「第二十八項第二号」を「第二十六項第一号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条中第三十一項を第二十九項とし、第三十二項から第四十四項までを二項ずつ繰り上げ、同条第四十五項中「第四十八項」を「第四十六項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条中第四十六項を第四十四項とし、第四十七項から第五十項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第二十三条第一項中「附則第十一条第二十一項及び第二十二項」を「附則第十一条第十九項及び第二十項」に改める。

第三条　地方税法施行令の一部を次のように改正する。

附則第七条第十一項中「のいずれか」を「に掲げる認定事業（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条に規定する認定事業をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件」に改め、同項各号を次のように改める。

一　その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にある認定事業（第三号に掲げるものを除く。）　都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域の区域内において施行される認定事業であり、かつ、その事業区域の面積が一ヘクタール以上（当該都市再生緊急整備地域の区域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同条第一項に規定する都市開発事業をいい、当該都市再生緊急整備地域に係る同法第十五条第一項に規定する地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて総務省令で定めるところにより証明がされた場合における当該認定事業にあつては、〇・五ヘクタール以上）であること。

二　その事業区域の全部又は一部が都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域（次号において「特定都市再生緊急整備地域」という。）の区域内にある認定事業（同号に掲げるものを除く。）　事業区域内において整備される同条第二項に規定する公共施設の用に供される土地の面積の当該事業区域の面積のうちに占める割合が百分の十以上であること。

三　その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあり、かつ、特定都市再生緊急整備地域の区域内にある認定事業　前二号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

附則第十一条第十五項中「のいずれか」を「に掲げる認定事業（都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件」に改め、同項各号を次のように改める。

一　その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にある認定事業（第三号に掲げるものを除く。）　都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域の区域内において施行される認定事業であり、かつ、その事業区域の面積が一ヘクタール以上（当該都市再生緊急整備地域の区域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同条第一項に規定する都市開発事業をいい、当該都市再生緊急整備地域に係る同法第十五条第一項に規定する地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて総務省令で定めるところにより証明がされた場合における当該認定事業にあつては、〇・五ヘクタール以上）であること。

二　その事業区域の全部又は一部が都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域（次号並びに附則第十二条第一項及び第三項第一号において「特定都市再生緊急整備地域」という。）の区域内にある認定事業（次号に掲げるものを除く。）　事業区域内において整備される同法第二条第二項に規定する公共施設の用に供される土地の面積の当該事業区域の面積のうちに占める割合が百分の十以上であること。

三　その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあり、かつ、特定都市再生緊急整備地域の区域内にある認定事業　前二号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

附則第十一条第十六項中「公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものの用に供する」を削り、同条中第四十八項を第四十九項とし、第四十四項から第四十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四十三項中「第四十六項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条中第四十二項を第四十三項とし、第二十九項から第四十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十八項第一号中「第二十七項第一号」を「第二十七項第二号」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条中第二十七項を第二十八項とし、第十七項から第二十六項までを一項ずつ繰り下げ、第十六項の次に次の一項を加える。

17　法附則第十五条第十三項に規定するその他政令で定めるものは、都市の居住者の利便の向上に資する施設又は都市の魅力の向上及び国際競争力の強化に資する施設として、総務省令で定める施設とする。

附則第二十三条第一項中「附則第十一条第十九項及び第二十項」を「附則第十一条第二十一項」に改める。

第四条　地方税法施行令の一部を次のように改正する。

第三十七条の十六第一号中「第三十七条の十八第一項」を「第三十七条の十九第一項」に改める。

第三十七条の十八を第三十七条の十九とし、第三十七条の十七の次に次の一条を加える。

（法第七十三条の十四第一項第一号の期間等）

第三十七条の十八　法第七十三条の十四第一項第一号に規定する政令で定める期間は、同号の所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族がその居住の用に供し、又は供していた住宅のうちこれらの者が主としてその居住の用に供し、又は供していたと認められるものとする。

2　法第七十三条の十四第一項第一号に規定する政令で定める住宅は、同号の所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族がその居住の用に供し、又は供していた住宅のうちこれらの者が主としてその居住の用に供し、又は供していたと認められるものとする。

附則第九条第二項第二号中「第三十七条の十八第三項各号」を「第三十七条の十九第三項各号」に改める。

附則第十二条第一項第一号中「附則第十五条の七」を「附則第十五条の八」に、「同項に規定する勧告に従わないで新築した住宅」を「同項各号に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が同項第一号イからホまでに掲げる区域外又は都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域のうち法附則第十五条の六第一項第二号イ若しくはロに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。）」に改め、同項第十一号中「第十二項から第十四項まで」を「第十四項から第十六項まで」に改め、同条中第五十三項を第五十五項とし、第四十六項から第五十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四十五項中「第二十八項各号」を「第三